

平成 21 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ イ タ カ
本社所在地 大阪市淀川区新高 1 - 8 - 1 0
代 表 者 名 代表取締役社長 森 田 千 里 雄
 【コード番号 4 4 6 5 東証第二部】
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 佐 古 晴 彦
 TEL【0 6】6 3 9 1 - 3 2 2 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 8 月 27 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 8 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 8 月 27 日

以 上

【別紙】

【下線は変更部分を示します】

現 行 定 款	変 更 案
【株券の発行】 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第 8 条 (条文省略) 【单元株式数及び单元未満株券の不発行】 第 9 条 当社の单元株式数は、100 株とする。 ②当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。 【单元未満株式についての権利】 第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 第 11 条 (条文省略) 【株式取扱規程】 第 12 条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または、記録、单元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。 【株主名簿管理人】 第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第 14 条 (条文省略) 【定時株主総会の基準日】 第 15 条 当社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする 第 16 条～第 49 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(削除) 第 7 条 (現行どおり) 【单元株式数】 第 8 条 (現行どおり) (削除) 【单元未満株式についての権利】 第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 第 10 条 (現行どおり) 【株式取扱規程】 第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取及び売渡請求、その他株式に関する取扱い及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、取締役会で定める株式取扱規程による。 【株主名簿管理人】 第 12 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第 13 条 (現行どおり) 【定時株主総会の基準日】 第 14 条 当社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 第 15 条～第 48 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない 第 2 条 本附則第 1 条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。